

## 京都市告示第572号

京都市建築基準法施行細則第3条第11号の規定により、別に定める図書を次のように定めます。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（平成16年12月20日告示第382号）の施行の日（以下「基準時」という。）に建築物の敷地として使用されている土地で、敷地面積が建築物の敷地面積の最低限度未満の土地のときは、次のいずれかの図書とする。

- (1) 建築確認済証及び確認申請書の写し
- (2) 土地登記簿謄本、公図、土地の借地契約書の写し、土地の売買契約書の写し、又はその他市長が必要と認めるもの

2 基準時に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する場合で、敷地面積が建築物の敷地面積の最低限度未満となる土地のときは、次のいずれかの図書とする。

- (1) 土地登記簿謄本又は土地の売買契約書の写し等、基準時に存する所有権が確認できるもの
- (2) 土地の借地契約書等、基準時に存する土地の賃借権等が確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

## 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）